

各位

平成19年10月12日

会社名 ラックホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 三柴 元
コード番号 3857
(大証ヘラクレス、ジャスタック)

内部統制システム構築の基本方針に関する取締役会決議のお知らせ

当社は平成19年10月12日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

内部統制システム構築の基本方針

当社は、情報サービス産業の一員として、グループ会社の企業活動を支えている全てのステークホルダーと良好な関係を築き、長期にわたり持続可能性の高い成長を遂げていくために、コーポレート・ガバナンスの確立は不可欠と認識しております。この認識のもと、会社法第362条第5項及び同法同条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び同規則同条第3項の規定に従い、次のとおり「内部統制システム構築の基本方針」(以下「本方針」といいます。)を決定し、業務の有効性、効率性及び適正性を確保し、安心と信頼を一層のものとして企業価値の向上を図ってまいります。

本方針は、当社のすべての役員(取締役、監査役又はこれらに準ずる者をいいます。)及び従業員(嘱託社員、臨時社員、派遣社員等又はこれらに準ずる者を含みます。)に適用されます。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、グループ会社を含む全ての取締役および従業員が、法令、定款およびその他会社が定める規程に適合することを確保するために、コンプライアンス・内部統制委員会を設置しコンプライアンス体制および内部統制の整備ならびに問題点の把握に努める。
- (2) コンプライアンスの推進については、ラックホールディングス・コンプライアンスポリシーを制定し、グループ会社を含む全ての取締役および従業員が法令、定款およびその他会社が定める規程を遵守し、当社グループおよび社会の構成員として、企業倫理、社会倫理に則って業務を遂行することを定める。

- (3) 当社は、「倫理・コンプライアンスに関する相談及び通報規程」を制定し、グループ会社を含む全ての取締役及び従業員により、コンプライアンス違反行為が行われた場合または行われる恐れが生じた場合、コンプライアンス・内部統制委員会に相談・通報すること、また会社は、相談・通報内容を秘守し、相談・通報者に対して、不利益な扱いを行わないよう定める。

2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会、その他の重要な意思決定に係わる情報は、法令、定款および社内規程に則り記録・保存・管理され、株主を含む権限者および必要な関係者が閲覧できる体制を維持する。

3. 損失の危機（リスク）の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役は企業活動の持続的発展を実現する為に、各業務執行責任者が所管分野に関する必要なリスク評価を行ったうえで提示する資料に基づき、取締役会もしくは、その他の重要な意思決定機関において最終的に評価・決裁する。

- (2) 以下の経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに備えるための危機管理委員会により、想定されるリスクに対して円滑に対処するための予防策(教育、訓練、設備など)を整備する。

役員・使用人の不適正な業務執行により販売・開発活動等に重大な支障を生じるリスク

基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な被害を被るリスク

地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損失を被るリスク

その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

- (3) 経営に重大な影響を及ぼす不測事態が発生した場合、または発生する恐れが生じた場合、危機管理委員会の統率下で危機管理マニュアルに従い迅速に対処する。また、発生した事件、事故等の履歴を管理し、再発防止に努める。

- (4) 情報資産の管理については特に注意を払い、情報セキュリティポリシーを始めとする諸規程の遵守徹底を図り、セキュリティレベルを維持、向上させ、情報資産を保護するために必要な運営、管理体制を整備する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定める。

- (3) 業務執行の効率化と迅速化を図るために執行役員制度を導入し、取締役会は経営方針の決定と業務執行の監督を行う機関として明確に位置付け、取締役会および取締役の機能強化と活性化を図る。また、ITの適切な利用を通じて業務の効率化や決裁手続きの合理化を図り、経営判断の迅速化を推進する。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、コンプライアンス・内部統制委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とする。
- (2) 関係会社管理規程を定め、事業会社の経営についてはその自主性を尊重しつつ、毎月開催する経営会議において事業内容の定期的な報告と重要案件の審議を行い、また、グループの運営・業務・財政状態および経営成績等に影響を与える重要な事項については、取締役会で審議し決定する。

6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制

当社は、監査役の求めがあったときは、監査役の職務を補助する従業員として適切な人材を配置する。

7. 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動等人事権にかかる事項については監査役会と協議のうえ決定する。

8. 取締役会および従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会の他、経営会議等の重要な意思決定が行われる会議へ出席できるものとするとともに、付議審査申請その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および従業員から説明を求める。
- (2) 取締役は、取締役会において定期的にあるいは随時、その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- (3) 取締役は、重大なコンプライアンス違反、信用毀損他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があること等を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する為の体制

- (1) 監査役の職務を補助する部署の設置に関する件を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、当社の監査体制の実効性を高める。

(2) 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備する。

以上

添付：ラックホールディングス・コンプライアンスポリシー

< 本件に関するお問合せ先 >

ラックホールディングス株式会社	広報室	梅田・山崎	TEL:03-5537-1400
-----------------	-----	-------	------------------

ラックホールディングス・コンプライアンスポリシー

1. このコンプライアンスポリシーは当社グループ会社におけるコンプライアンスについての基本的な考え方を示すものである。
2. このコンプライアンスポリシーにおいて「コンプライアンス」とは、法令（行政上の通達・指針等を含む）社内規程及び企業倫理を遵守することをいう。
3. 当社グループ会社の全ての取締役および使用人等はこのポリシーをふまえ、法令を誠実に遵守することはもとより企業倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって業務を遂行しなければならない。
4. 当社グループ会社の全ての取締役および使用人等は次に掲げる行為を行ってはならない。
 - (1) 自ら法令および社内規程（以下「法令等」という）に違反する行為
 - (2) 他の取締役および使用人等に対して法令等に違反する行為を指示する行為
 - (3) 他の取締役および使用人等に対して法令等に違反する行為を示唆する行為
 - (4) 他の取締役および使用人等の法令等に違反する行為を黙認する行為
5. 当社グループ会社の全ての取締役および使用人等は他の取締役および使用人等が前条に違反する行為を行っていることを知ったときは、速やかにコンプライアンス・内部統制委員会に通報しなければならない。
6. 各グループ会社は 5.の禁止行為を行った取締役および使用人等を取締役会および就業規則の定めるところに従い懲戒処分に付するとともに、会社に損害を与えた取締役および使用人等に対して損害の賠償を求めることができる。
7. 当社グループ会社の全ての取締役および使用人等は次に掲げることを理由として自らが行った法令等に違反する行為の責任を免れることはできない。
 - (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
 - (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと
 - (3) 会社の利益を図る目的で行ったこと
8. 当社グループ会社の全ての取締役および使用人等は、自らの行動や意思決定が法令等に違反するかどうかの判断に迷うときは、コンプライアンス・内部統制委員会に相談しなければならない。
9. 当社は次に掲げる目的のため、必要に応じ研修会を開催し、参加を命じられた当社グループ会社の全ての取締役および使用人等は正当な理由なくして受講を拒否してはならない。
 - (1) コンプライアンスへの関心を高めること
 - (2) コンプライアンスについての正しい知識を付与すること

付則

本ポリシーの改廃はコンプライアンス・内部統制委員会の決議による。